

平成14年8月27日

各 位

みずほアセット信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
(コート番号 8404)

株式会社地産の会社更生手続き開始の申立に伴う

債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

当社取引先である株式会社地産につき、同社が、平成14年8月26日付で東京地方裁判所に会社更生手続き開始の申立を行いました。この結果、当該取引先向けの当社債権につき、取立不能及び取立遅延のおそれが生じたので、お知らせします。

記

1. 株式会社地産の概要

本 社 所 在 地	東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号
代 表 者 氏 名	竹井 博史
資 本 の 額	1,950百万円
主 な 事 業 の 内 容	ゴルフ場・ホテル経営

2. 当該取引先に生じた事実

株式会社地産が、平成14年8月26日付で東京地方裁判所に会社更生手続き開始の申立を行いました。

3. 当該取引先に対する貸出債権額

6,591百万円

4. 当該事象が当社の業績に与える影響

当該債権については既に所要の償却・引当を実施しており、本件による当社業績予想に与える影響はありません。

以 上